

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど

避難行動要支援者支援制度のご案内

災害時に、

自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、

避難支援や安否確認等の支援の輪を広げ、減災に繋げることを目的

とした制度です



避難行動要支援者の要件



介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方、

特定の障がいがある方 〔上肢の障がい12級以上、下肢または体幹機能障がい3級以上、視覚または聴覚障がい6級以上、知的障がいの程度がA1もしくはA2〕

など

（注）長期入院又は施設入所している方は対象ではありません。

1 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者の情報※を一覧化したもの

※ 氏名や住所などの基本情報、世帯状況や配慮事項などの詳細情報



名簿は避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、

平常時から避難支援等関係者に提供しています

【平常時の提供フロー】



避難支援等関係者とは

平常時から避難行動要支援者名簿等を活用し、

災害時には安否確認、避難支援などに携わる方 ※

※ 消防機関、警察、自治会、自主防災組織、

民生委員・児童委員、地域包括支援センター など



昨今の災害による被害状況を受け、災害対策基本法が改正（令和3年5月）され
避難行動要支援者ごとの**個別避難計画の作成**が市町村の努力義務となりました

2 個別避難計画とは

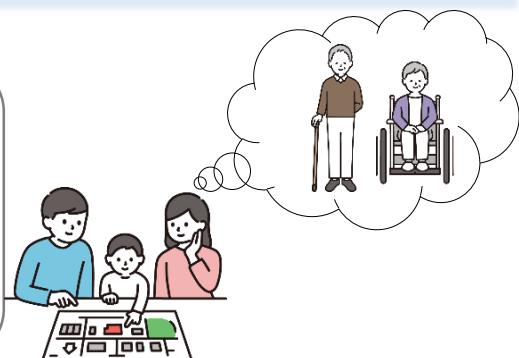
避難行動要支援者が、災害時に可能な限り周囲からの支援を受けながら、
避難を開始し、自らの命を守るための計画※のこと

※ 計画には、避難時に配慮が必要な事項、避難先や避難経路のほか、
避難支援等に協力する方（避難支援等協力者）の情報などを記載し、
避難の実効性を高めることを目的としています。

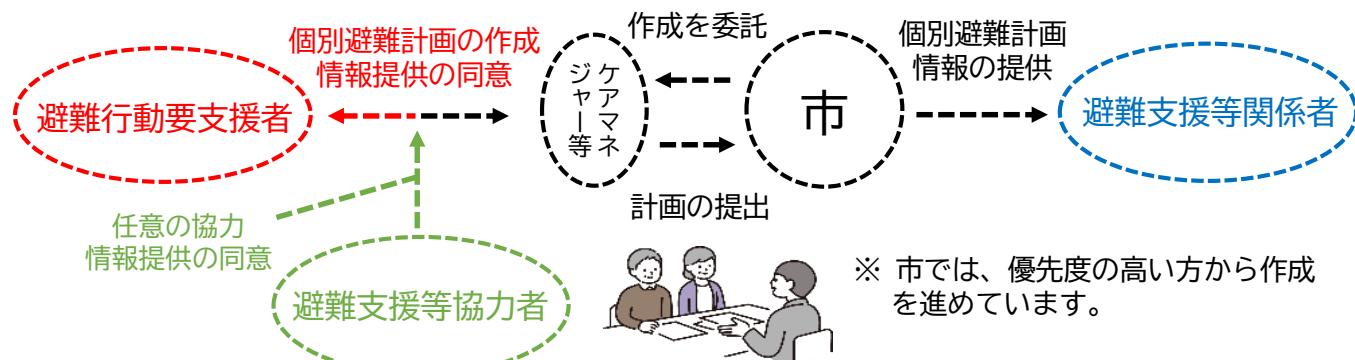


避難支援等協力者とは

任意の協力により、
できる範囲で安否確認や避難支援等を行う方※
※ 避難行動要支援者本人以外の方であればどなたでも
協力者になることができます（組織や団体も可）



【作成及び平常時の提供フロー】



【本制度に関わる皆様へ】

- 本制度に関する各取組は、災害時の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者や避難支援等に協力する方などの関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。
- 災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に関する目的以外では情報を利用しません。また、平常時から情報提供を行う関係者には、個人情報の取扱いについて、複写、保管及び引継ぎ等に関するルールを定めています。

お問い合わせ先：茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課いきいき推進担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話番号：0467-81-7162（直通）

メールアドレス：koureい@city.chigasaki.kanagawa.jp

市ホームページ
避難行動要支援者支援制度

